

情報セキュリティ対策に関する JIS 改正

—情報の機密性、完全性及び可用性の保護による、事業継続の向上を目指して—

2024 年 6 月 20 日

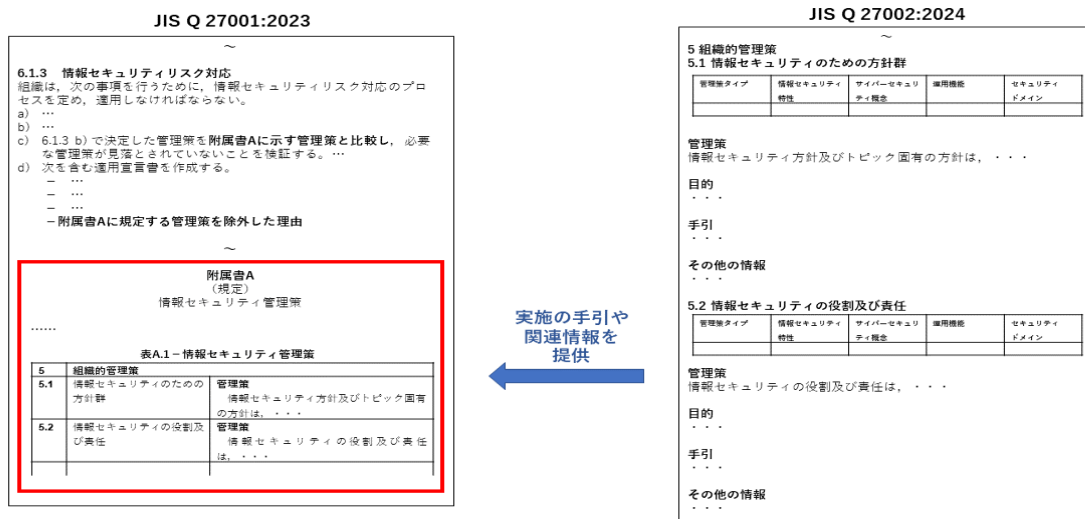
情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) では、情報セキュリティ管理策(「マルウェア対策」や「データのバックアップの取得や管理」「アクセス制限」などの対策)を決定し、実施することが求められます。情報セキュリティ管理策を規定する国際規格である ISO/IEC 27002 が 2022 年に改訂されたことを受けて、対応する JIS である JIS Q 27002 を改正しました。

情報セキュリティ管理策に係る最新の国際規格と JIS の整合が図られることにより、多様化する脅威に対するサイバーセキュリティ対策、クラウドサービスの利用、リモートワークの普及など、情報セキュリティを取り巻く技術や環境の変化への対応が可能となり、我が国の情報セキュリティの向上に一層寄与することが期待されます。

1. JIS 改正の目的

多様化する脅威に対するサイバーセキュリティ対策、クラウドサービスの利用、リモートワークの普及などの情報セキュリティを取り巻く技術や環境の変化を背景として、2022 年 2 月に情報セキュリティ管理策を規定する ISO/IEC 27002 が改訂されたことを受け、これに対応する JIS である JIS Q 27002 を改正しました。

JIS Q 27002 は、情報セキュリティ管理策群を、実施の手引や関連情報を含めて規定したものです。情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) は、組織の情報の機密性及び完全性、可用性を保護し、事業の継続性を向上させるための基盤として、国内でも多くの組織で導入され、JIS Q 27001 を認証基準として、第三者による適合性評価制度が運用されています。本規格が規定する情報セキュリティ管理策は、JIS Q 27001 の附属書 A で定める管理策と対応していて、これらの管理策に対する実施の手引として使用することができます。また、組織が、国際的に認められている最適な慣行に基づいて情報セキュリティ管理策を実施したり、組織固有の情報セキュリティマネジメントの指針を作成するために使用することもできます。



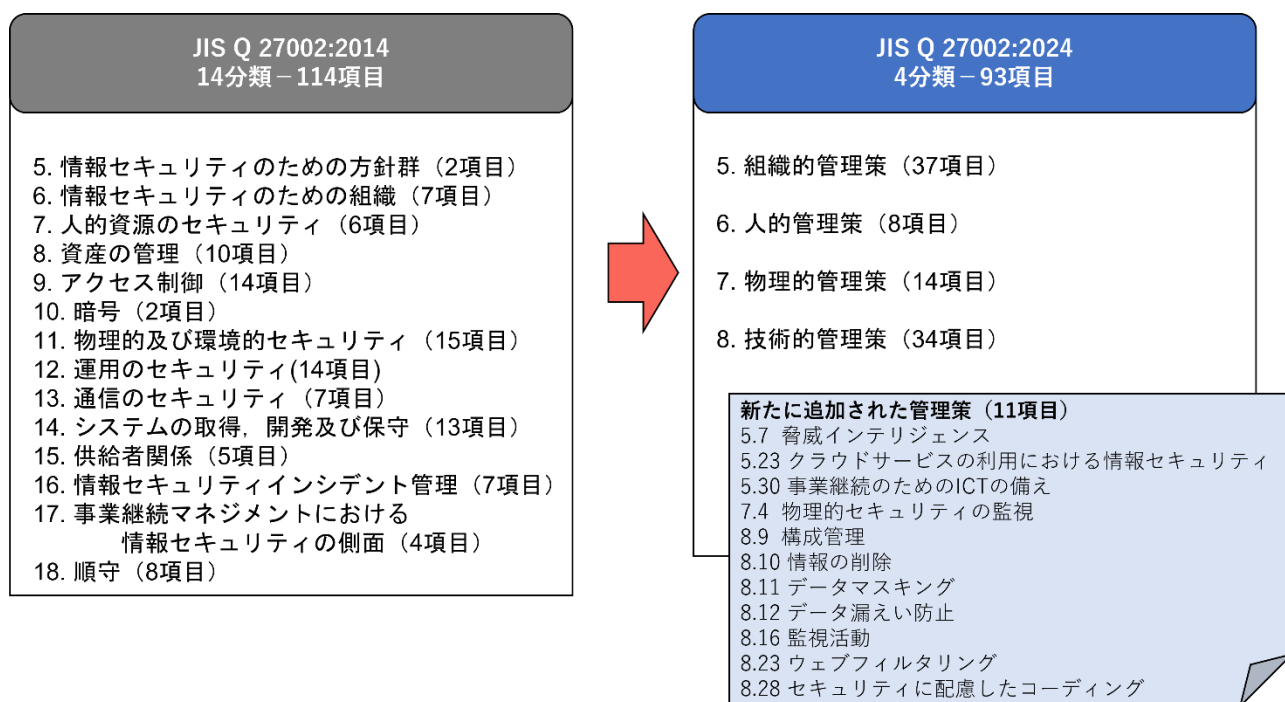
JIS Q 27001 と JIS Q 27002 との関係

2. JIS 改正の主なポイント

今回改正した JIS の主なポイントは次のとおりです。

① 情報セキュリティ管理策の追加・統合

JIS Q 27002 で規定されている情報セキュリティ管理策を、新たな脅威、技術動向などを踏まえて改正しました。具体的には、以下のとおり、管理策の数は、新規追加や既存の更新・統合によって、改正前の 114 からの 93 に変更となり、管理策の分類は、14 分類から、組織的管理策及び人的管理策、物理的管理策、技術的管理策の 4 分類に再整理されました。本規格と旧規格との管理策の対応表が、附属書 B に示されています。



② 様々な管理策体系の見方への対応

組織が、本規格で定める管理策群を整理して把握する見方は様々であることから、規格の箇条構造とは異なる観点でも管理策体系の見方を構築できるよう、管理策の属性と属性値の概念を導入しました。管理策ごとに表で示された、五つの属性（“管理策タイプ”，“情報セキュリティ特性”，“サイバーセキュリティ概念”，“運用機能”，“セキュリティドメイン”）の属性値を用いて、管理策を様々な見方でフィルタリングしたり、並べ替えたり、提示することができます。附属書 A は、組織が自らの管理策体系の見方を構築するための、管理策の属性の使用方法や例を提供しています。

3. 期待される効果

本 JIS の改正により、国際規格との整合が図られるとともに、多様化する脅威に対するサイバーセキュリティ対策、クラウドサービスの利用及びリモートワークの普及など、情報セキュリティを取り巻く技術や環境の変化への対応が可能となります。この規格は、JIS Q 27001 に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の手引として参照するだけでなく、国際的に認められている最適な慣行に基づいて情報セキュリティ管理策を実施したり、組織固有の情報セキュリティマネジメントの指針を作成するためにも用いることができることから、本 JIS の活用により、組織の情報の機密性、完全性及び可用性の保護、それらによる組織の事業継続性の向上、さらには、我が国の情報セキュリティの向上や情報セキュリティ産業の発展等に一層寄与することが期待されます。

<参考>情報セキュリティのマネジメントシステムに関する JIS 改正

<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230920001/20230920001-2.pdf>

※日本産業標準調査会（JISC）のHP（<https://www.jisc.go.jp/>）から、「Q27002」でJIS検索すると本文を閲覧できます。

【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課（bzl-s-iec@meti.go.jp、03-3501-9287）

（課長）武重（担当）前場、高橋（貴）、和田